

第 8 章 環境の保全及び創造の見地からの意見と事業者見解

8. 1 方法書についての意見と事業者見解

8. 1. 1 住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

大阪市環境影響評価条例第 9 条第 1 項の規定に基づく、梅田 3 丁目計画（仮称）環境影響評価方法書に対する、住民からの市長または事業者への意見書の提出はなかった。

8. 1. 2 市長意見及びこれに対する事業者の見解

大阪市環境影響評価条例第 10 条第 1 項の規定に基づく、梅田 3 丁目計画（仮称）環境影響評価方法書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

方法書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解(1)

市長意見	左の意見に対する事業者の見解
全般的事項	
<p>1 交通計画、駐車場計画について 歩行者動線を踏まえた交通処理の結果についても準備書に示すこと。</p>	<p>計画地周辺部においては、大阪駅開発プロジェクト（大阪駅新北ビル工事、アクティ大阪増築工事）、大阪駅北地区先行開発区域 A 地区開発事業・B 地区開発事業など施設の新設増設が計画されており、本施設供用時には現行歩行者流動の変化が想定されます。</p> <p>このため、大阪市と協議し、大阪駅周辺の東西・南北の主要な歩行者動線の強化・充実のため、供用時の歩行者ネットワークを想定し、地下・地上・デッキの 3 つのレベルでの歩行者動線への対応を計画しています。</p> <p>このような本施設供用時の歩行者動線を踏まえて検討を行った事業計画地周辺の交差点における交通処理の結果については、「第 1 章 1.2.10 交通計画、駐車場計画 (3) 交通処理の検討」に記載しました。（p. 26）</p> <p>その結果、本事業計画地近傍の交差点や道路での円滑な通行に影響を及ぼすことがないことを確認しました。</p>
<p>2 工事計画について 準備書において予測・評価する際には夜間工事に対する考え方も含めその詳細を示したうえで行うこと。</p>	<p>本事業計画地は、JR 大阪駅をはじめとした鉄道駅が集積した交通至便な立地条件にあり、周辺には大型商業施設や中枢業務機能が集積し、昼間は自動車交通や歩行者通行も多くなっていることから、安全な工事を行うために、夜間にも工事を行う計画です。夜間工事の実施にあたっては、警察、道路管理者等関係機関と協議調整のうえ、周辺環境に配慮するとともに安全な工事計画を立て実施する計画です。（p. 28）</p> <p>また、大気質、騒音、振動の工事中の予測・評価については、夜間工事の実施を前提として行いました。これらの予測の前提となる建設機械の稼働台数、工事関連車両の発生台数及び工事時間については、「第 5 章 5.1 予測の前提 5.1.3 建設工事」に記載しました。（p. 102）</p> <p>なお、現時点では工事内容の詳細が決定していないことから、昼間及び夜間に実施される工事内容について区分は行わず、工事最盛期に稼働する建設機械等が全て稼働するものとして予測し、大気質については環境基準値と、騒音、振動については特定建設作業に係る規制基準値との比較を行いました。</p>

方法書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解(2)

市長意見	左の意見に対する事業者の見解
大気質	
<p>1 現時点では、既存建物においてアスベストの使用の有無が不明な箇所があるため、解体工事前におけるサンプリング調査の実施などにより、アスベストの使用状況を的確に把握したうえで適正に対応すること。</p>	<p>既存建物の解体にあたってはアスベストの使用の有無が不明な箇所もあるため、解体に先立って、大気汚染防止法や石綿障害予防規則などの関係法令等や今後の法規制の動向も踏まえて、適正に調査を実施するとともに、アスベストが確認された場合には、適正に飛散防止及び除去を行います。 (p.150)</p>
<p>2 施設の利用及び工事の実施による影響の予測にあたっては、事業計画地周辺において計画されている開発事業による影響についても可能な限り反映するよう努めること。</p>	<p>施設の利用による影響の予測にあたっては、大阪駅開発プロジェクト（大阪駅新北ビル、アクティ大阪増築）、梅田阪急ビル建替事業及び大阪駅北地区先行開発区域A地区開発事業・B地区開発事業等の周辺大型開発プロジェクトにより発生する車両を一般車両の増加分として施設関連車両の走行による影響の予測に考慮しました。 なお、工事の実施による影響の予測にあたっては、周辺大型開発プロジェクトの工事最盛期が明確でなく工事工程の詳細が不明であることから、考慮しませんでした。 (p.89)</p>
<p>3 工事の実施による寄与濃度の最大着地濃度地点については、可能な限り将来の土地利用状況を考慮し、住居地等の配置を明らかにしたうえで適切に設定すること。</p>	<p>事業計画地近傍における住居地等の配置の状況を「第5章 5.2 大気質 5.2.1 現況調査」に記載しました。(p.113～114) また、工事の実施による寄与濃度の最大着地濃度地点については、工事中の事業計画地周辺の土地利用状況が現状から基本的に変化しないと考え、結果として、事業計画地南側の病院に設定しました。なお、事業計画地西側には専門学校が隣接していることから、参考として、この専門学校でも設定しました。(p.146～149)</p>
景観	
<p>将来景観の予測にあたっては、事業計画地周辺において計画されている開発事業を可能な限り考慮すること。</p>	<p>将来景観の予測にあたっては、事業計画地の近傍において、現在建築中、または計画されている大規模建築物である大阪駅開発プロジェクト（大阪駅新北ビル工事、大阪駅新北ビル別棟駐車場、大阪駅改良工事、アクティ大阪増築工事）、梅田阪急ビル建替事業及び大阪駅北地区先行開発区域A地区開発事業・B地区開発事業についても考慮し、それらの概ねのイメージを景観予測図に示しました。ただし、大阪・中之島プロジェクトについては、東地区及び西地区の計画建物の竣工時期が異なることから景観予測図には反映しませんでした。(p.361～381)</p>

8. 2 準備書についての意見と事業者の見解

8. 2. 1 住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

大阪市環境影響評価条例第 17 条第 1 項の規定に基づく、梅田 3 丁目計画（仮称）環境影響評価準備書に対する、住民からの市長または事業者への意見書の提出はなかった。

8. 2. 2 市長意見及びこれに対する事業者の見解

大阪市環境影響評価条例第 20 条第 1 項の規定に基づく、梅田 3 丁目計画（仮称）環境影響評価準備書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

準備書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解(1)

市長意見	左の意見に対する事業者の見解
1. 全体的事項	
<p>事業計画地周辺は鉄道ターミナル駅と主要な幹線道路が集中する交通の要衝であることを踏まえ、渋滞等による環境上の問題が生じることのないよう、工事関連車両台数の削減や運行管理等に万全を期すること。</p>	<p>事業計画地周辺が交通の要衝であることを踏まえて、工事関係車両については、以下の配慮を行います。</p> <p>建設資機材搬入車両の計画的な運行により、工事関連車両の台数をできる限り削減します。</p> <p>走行時間帯については、ラッシュ時など混雑する時間帯をできるだけ避けるとともに、各工事のピークがなるべく重ならないように工程を調整する等の工事の効率化・平準化に努め、周辺道路において入場待ち車両が発生しないよう適切な運行に努めます。</p> <p>走行ルートについては、幹線道路をできるだけ利用するとともに、複数のルートを設定し、車両の分散化を図ります。</p> <p>工事関連車両の出入口対策としては、工事中の歩行者動線が遮断されることがないように、敷地周辺に歩行者空間を確保するとともに、誘導員を配置し歩行者の安全を確保します。</p> <p>なお、工事関係車両の出入口や走行ルートの詳細については、施工業者決定後、具体的に警察、道路管理者等関係機関と協議調整を行います。（p. 411～413）</p>
2. 大気質	
<p>工事の詳細計画において、建設機械等の稼働の効率化や平準化等による稼働台数の削減を十分検討するとともに、施工時には、建設機械等の稼働状況を的確に把握し適正な運転管理を行うことにより、大気汚染物質排出量を最大限抑制すること。</p>	<p>今後の詳細な工事計画策定においては、さらに排出量が抑制できるよう以下のような配慮を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り最新の公害防止技術及び工法等の採用に努める。 ・工事の平準化に配慮し、同時稼働をできる限り回避する等、建設機械等からの排出ガスによる周辺環境への影響を軽減するよう努める。 <p>また、施工時においては、建設機械等の稼働状況を的確に把握し適正な運転管理を行います。</p> <p>さらに、建設資機材等の運搬にあたっては、車両通行ルートの適切な選定、通行時間帯の配慮、輸送効率の向上、運転者への適正走行の周知徹底、工事関係車両の運行管理等により周辺環境に配慮します。（p. 161、p. 411～412）</p>

準備書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解(2)

市長意見	左の意見に対する事業者の見解
3. 廃棄物・残土	
<p>廃棄物の減量化、再資源化をより一層推進するため、ごみ減量や分別排出などについて入居テナントに対する周知・指導を継続的に行うこと。</p>	<p>施設利用時の廃棄物の減量化、再資源化をより一層推進するため、入居テナントに対し啓発文書の配布等を行い、ごみ減量や分別排出などの周知・指導を継続的に行います。</p> <p>また、飲食業や食料品小売業を営むテナントに対しては、食品リサイクル法の趣旨を踏まえた適切な取組が進められるよう、減量化やリサイクルの方策を検討します。(p. 318、p. 413～414)</p>
4. 地球環境	
<p>最新の関係法令等を踏まえ、詳細設計の段階では太陽光などの自然エネルギーの利用拡大や、より効果的な省エネルギー技術の導入について検討を行い、更なる二酸化炭素の排出抑制を図ること。</p>	<p>現時点における自然エネルギーの利用については、自然換気及び排気ファンの設置や雨水利用を計画しています。</p> <p>今後の詳細設計では、最新の関係法令等を踏まえ、自然エネルギーの利用拡大や、より効果的な省エネルギー技術の導入について検討を行い、更なる二酸化炭素の排出抑制を図ります。(p. 339、p. 414)</p>